

【参考】基準改正等の状況について

- ・ 今般の改正により、認定基準に「自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであること」を追加。
- ・ 所管行政庁による認定に当たって、災害の危険性が特に高い区域は認定対象から除外。災害リスクが高い区域では、必要な措置を求めることができることとする。
- ・ 国の定める基本方針において、それぞれの区域を例示。

①認定を行わないことを基本とする区域の例

- ・ 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第9条第1項）
- ・ 地すべり防止区域 地すべり等防止法（第3条第1項）
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第3条第1項）

②認定を行わない、または、認定に当たり必要な措置を求めることができる区域の例

- ・ 浸水被害防止区域 特定都市河川浸水被害対策法（第56条第1項）
- ・ 災害危険区域 建築基準法（第39条第1項）
- ・ 津波災害特別警戒区域 津波防災地域づくりに関する法律（第72条第1項）

③認定に当たり必要な措置を求めることができる区域の例

- ・ 津波災害警戒区域 津波防災地域づくりに関する法律（第53条第1項）
- ・ 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第7条第1項）
- ・ 洪水浸水想定区域 水防法（第14条第1項）
- ・ 雨水出水浸水想定区域 水防法（第14条の2第1項）
- ・ 高潮浸水想定区域 水防法（第14条の3第1項）

【参考】戸建住宅の断熱等性能等級6及び等級7の結露防止対策の基準

- 断熱性能の向上により、壁体内部やRC躯体が温度低下等し、内部結露や表面結露発生リスクが高まる。
- このため、等級6及び7の結露防止対策については、①通気層を設けない設計とする場合の防湿層の透湿抵抗値の基準、②RC構造等で内断熱工法とする場合における断熱補強の範囲や熱抵抗値の基準を見直す。

●防湿層の性能を確保し通気層を設けない場合の設計方法

(等級4の基準)

- 地域区分が1及び2地域以外の地域であって、防湿層が0.082m²・s・Pa/ng以上の透湿抵抗を有する場合

(等級6・7の基準)

- 地域区分が1から3地域以外の地域であって、防湿層が0.144m²・s・Pa/ng以上の透湿抵抗を有する場合

●内断熱工法の場合の断熱補強の基準値

※1 単位：mm ※2 単位：m²・K/W

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		等級4の基準値			
			地域区分			
			1・2	3	4	5
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲※1	500	200	150	125
		断熱補強の熱抵抗の基準値※2	0.4	0.1	0.1	0.1
	壁面	断熱補強の範囲	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1			
構造熱橋部の梁、柱が室外側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲	200	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
構造熱橋部の梁、柱が室内側、室外側いずれにも突出していない場合	床面	断熱補強の範囲	200	100	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	

等級6・7の基準値				
地域区分				
1・2	3	4	5	
500	200	150	125	
0.4	0.1	0.1	0.1	
100	50	50	50	
0.4	0.1	0.1	0.1	
200	100	100		
0.2	0.1	0.1		
200	100	100		
0.2	0.1	0.1		
200	100	100		
0.2	0.1	0.1		
200	100	100		
0.2	0.1	0.1		